令和８年度（令和９年度採用）　静岡市会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）選考案内

１　職種、採用予定人員及び職務内容

職種	会計年度任用職員 （スクールソーシャルワーカー）
採用予定人数	４名程度
職務内容	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備・充実を図ります。 ①　問題を抱える児童生徒に対する支援 ②　関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整 ③　学校内におけるチーム体制の構築及び支援 ④　保護者、教職員等に対する支援 ⑤　研修会等での助言 ⑥　市教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務

２　勤務条件等

採用予定年月日	令和９年４月１日
任用期間	令和９年４月１日から令和10年３月31日まで ※補欠合格の場合は、令和９年８月31日までに欠員が生じた場合に限り、随時採用されます。 ※採用は全て条件付きで、原則として採用から１か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の２第７項）再度任用した場合も同様です。 ※勤務成績が優良な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。 ※再度任用した場合の最長任用期間は、公募の選考により採用された日から５会計年度です。
勤務場所	静岡市立小・中学校　　※敷地内禁煙
勤務時間	原則として月曜日から金曜日の８時 30 分から 17 時 15 分までの間（基本） １日４～６時間程度、１週間に１～３日程度の勤務（年間 805 時間以内。勤務する学校の種別、学校数等により勤務時間数が異なります。） ※上記の時間外の勤務をお願いすることがあります。 ※１日の勤務が６時間を超える場合には休憩時間が 60 分あります。

報酬及び旅費	（１）報酬（令和８年度実績） １時間　3,000円 （２）費用弁償（通勤手当相当）
休暇等	「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に基づき、与えられます。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です。（事前の届出が必要です。）
特記事項	＜学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について＞ 採用後、一部業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和６年法律第 69 号。以下、「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、あらかじめ採用までの過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、提出書類等に重大な虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

３　受験資格の要件

次の（１）（２）を満たす者

（１）次のいずれかに該当する者

ア　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、福祉若しくは医療の関係施設又は福祉に関係する行政機関において１年以上相談又は支援の業務に携わった経験を有する者

イ　児童福祉関係施設又は児童福祉に関係する行政機関において５年以上の相談又は支援の業務に携わった経験を有する者

ウ　小学校又は中学校の教育職員として５年以上勤務した実績を有し、かつ、児童福祉関係施設又は児童福祉に関係する行政機関において１年以上の相談又は支援の業務に携わった経験を有する者

エ　小学校又は中学校において児童及び生徒等を対象とした相談業務に就いて５年以上の経験を有し、かつ、児童福祉関係施設又は児童福祉に関係する行政機関において１年以上の相談又は支援の業務に携わった経験を有する者

（２）次のいずれにも該当しない人

地方公務員法第 16 条

①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

②　静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者。

③　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
（注）日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

4　選考の実施日時・会場等

選考日時	選考会場
令和９年１月 13 日（水）～１月 19 日（火）のうち、指定する日時 ※　集合時刻、試験時間等は、申し込み受付完了後に E メールにて受験者に連絡します。	静岡市役所　清水庁舎９階 94 会議室 ※控室…92 会議室 〒424-8701 静岡市清水区旭町６番８号 ※会場の詳細は、申込受付完了後にＥメールにて受験者に連絡します。

5　選考の内容
書類選考、個別面接試験

6　申込方法

申込方法	静岡市電子申請システム（Logo フォーム）での申込	
申込受付期間	令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 15 日（火）まで	
提出書類	①会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）申込書 ②履歴書（指定用紙１枚）１通 ③３（１）に該当する資格証の写し →①～③の書類を静岡市電子申請システム（LoGo フォーム）にて提出 ※①②はホームページからダウンロードできます。 ※　静岡市電子申請システムのみでの受付とします。紙での提出書類はありません。 ※　入力フォームへの入力は必ず本人が行ってください。 ※　提出書類及び面接時に取得した個人情報は、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。 ※　申込後に受験を辞退する場合等であっても、入力フォームに入力された内容の消去はしません。	
入力フォーム（申込先）	静岡市が導入している電子申請システム「LoGoフォーム（logoform.jp）」へ移動します。	※ＵＲＬの直接入力での接続も可能です。 https://logoform.jp/form/79j2/1863834 ※パソコン及びスマートフォンでの入力が可能です。 （パソコンの推奨環境） ・Windows 11 以降（Microsoft Edge、GoogleChrome、Mozilla Firefox ※いずれも最新版） ・macOS 14 以降（Safari、Google Chrome、Mozilla Firefox ※いずれも最新版） （スマートフォンの推奨環境） ・Android 14 以降（Google Chrome ※最新版） ・iOS/iPadOS 16 以降（Safari、Google Chrome ※いずれも最新版）

７　結果通知

合否にかかわらず、令和９年２月２日（火）までに郵送で全員に送付します。

なお、補欠合格となった人には、結果通知書を郵送する際に、補欠合格である旨をお知らせします。

８　スクールソーシャルワーカー募集に関する事前説明会

静岡市スクールソーシャルワーカーの勤務内容など、採用に関する説明会を開催します。採用を考えている方はできるだけご参加ください。

（１）開催日時

令和８年 12月１日（火曜日）９時 30 分～11 時 00 分

（２）会場

静岡市役所清水庁舎２階 21 会議室

（３）申込方法

開催日の前日までに、電話で児童生徒支援課(054-354-2533)へお申し込みください

９　問合せ先

静岡市教育委員会　児童生徒支援課　生徒指導係

（スクールソーシャルワーカー活用事業担当）

〒424-8701 静岡市清水区旭町６番８号　清水庁舎８階　　電話 054-354-2533

※　ただし９時 00 分から 17 時 00 分まで。土、日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除く。

静岡市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/

[トップページ]→[市政情報]→[静岡市のご案内]→[職員採用・人事・人材育成]→

[非常勤・会計年度任用職員]→

→[令和９年度採用　静岡市会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）選考案内]

求職者の皆様へ

令和8年 10 月1日から求職者に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されました。求職活動等において、性的な言動による不快な対応を受けることがないよう、安心して求職活動等に取り組める環境づくりを進めています。

このようなことで困ったときはご相談ください。

・性的な内容の発言をされた
・不必要な身体的接触をされた
・プライベートな詮索をされた
・性的な関係の要求をされた

求職者等に対する相談フォーム

※　静岡市が導入している電子申請システムへ移動します。